

阿波池田商工会議所まちおこしキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿波池田商工会議所まちおこしキャラクター「つたはーん」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「デザイン」とは、キャラクターの基本デザイン(別図1または別図2)及びその展開デザインのことをいう。

(キャラクターの使用・非営利)

第3条 営利を目的とせず、キャラクターのデザインを使用しようとする者は、あらかじめ申請書(様式第1)を提出して阿波池田商工会議所の承認を受けなければならない。但し、個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合にはこの限りではない。

(キャラクターの使用・営利)

第4条 営利を目的としてキャラクターのデザインを使用しようとする者は、あらかじめ申請書(様式第2)を提出して阿波池田商工会議所の承認を受けなければならない。但し、この申請を行うことができるのは阿波池田商工会議所の会員に限る。

(使用の承認申請)

第5条 申請者は、阿波池田商工会議所まちおこしキャラクター「つたはーん」デザイン使用申請書(様式第1または様式第2)に必要書類を添えて、阿波池田商工会議所に提出しなければならない。

(使用の承認)

第6条 阿波池田商工会議所は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。なお、使用の承認は広くまちおこしのために使用することを目的とするため、排他的使用権を認めるものではない。

(1)法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。

(2)特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められるとき。

(3)不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

(4)自己の商標、意匠等として独占的に使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。

(5)阿波池田商工会議所の品位を傷つけ、またはそのおそれがあると認められるとき。

(6)キャラクターのデザインを第9条に規定する項目に基づき使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき。

(7)その他阿波池田商工会議所が使用について不相当であると認めるとき。

2 阿波池田商工会議所は、前項の規定による申請を承認するときは、阿波池田商工会議所まちおこしキャラクター「つたはーん」デザイン使用承認(変更)通知書(様式第3)により通知するものとする。

3 阿波池田商工会議所は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 キャラクターのデザインを使用した商品を作成した場合、その製作個数を示す証票とともにその売価を申請することを必要とする。

キャラクターのデザインの使用料については、以下の通りとする。

- ・ 商品単価が 500 円未満の場合は、製作個数あたり 10 円。
- ・ 商品単価が 500 円以上の場合は、製作個数あたり5%。

ただし、上記いずれの場合も一事業所その使用料の合計が 5000 円を超える場合 5000 円を上限とする。

2 製作物が営利活動に使用される場合で、直接それ自体が対価物とされない広告等への利用に対する使用料については、その製作態様、数量にかかわらず、使用年度毎に一律 2500 円とする。

3 上記の申請において不実の内容があると認められた場合には、使用料の合計を 5000 円と見なし、申請者はその額を支払うことを要する。

(使用承認期間)

第8条 使用承認期間は、承認日から起算して1年とする。ただし、更新は妨げない。

2 阿波池田商工会議所は、その認めた者について承認期間を更新することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、阿波池田商工会議所が指示する使用条件に従うこと。

(2) 第2条に定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) 「キャラクター」の写真を使用する場合ポーズは定めないが、事前に阿波池田商工会議所に確認・許可をとること。

(4) キャラクター及びそのモデルのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) 使用者は、使用 承認を譲渡、転貸しないこと。

(6) 商標登録出願を行わないこと。

(7) 商品等は、完成後、速やかに阿波池田商工会議所に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(承認内容の変更)

第 10 条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ阿波池田商工会議所まちおこしキャラクター「つたはーん」デザイン使用承認変更申請書(様式第4)を阿波池田商工会議所に提出し、その承認を受けなければならない。

2 阿波池田商工会議所は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、阿波池田商工会議所まちおこしキャラクター「つたはーん」デザイン使用承認(変更)通知書(様式第3)

により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第9条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第 11 条 阿波池田商工会議所は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1)この要綱に違反したとき、または違反することが判明したとき。

(2)偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3)前2号に掲げるもののほか、阿波池田商工会議所が不相当と認めたとき。

(4)阿波池田商工会議所の会員資格を失ったとき。

2 阿波池田商工会議所は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 阿波池田商工会議所は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第 12 条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、阿波池田商工会議所は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、阿波池田商工会議所が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

第7条の規定については令和4年4月1日より改定され施行することとし、旧第7条の規定において施行されていた年度毎の使用料の徴収は令和3年度をもって完了する。

これにより令和3年度時において従前の契約を継続している事業所は令和3年度内においてその使用料の完納をすることを要する。